

その理由は、「納税貯蓄組合」は名前は“納税貯蓄”と言っていますが、その実体は、選挙の後援会活動に繋がっているのです。

こういった事が、日本の政治体質を悪くしている温床にもなっています。廃止に抵抗しているのは、これを利用する政治家がいるからです。

以下本日の判決文の結論だけを掲載いたします。

*****判決の要点*****

<争点に対する判断>

1) 法10条1項は、「国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことが出来ない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を支出することができる。

但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額を超えてはならない。」と規定し、同条3項を受けた法施行令4条1項1号は、組合は、法10条1項による補助金の交付を受けとる要件を充足しない限り、当該支出を適法であるとする余地はない。また、地方公共団体が、「公益上必要がある」として、これらの規定とかかわりなく、独自の基準により自由に組合に奨励金を支出しうるとすれば、法が、組合の事務に不可欠の費用に限って補助金の交付を認め、その金額は、組合が現実使用した金額を限度として、組合に対する補助金交付の要件を具体的に規定した趣旨が損なわれることになる。

また、前記認定の事実によれば、本件奨励金は、市税の完納に対する報奨金としての性格を有するものと解されるところ、現行法上、このような報奨金を定めたものとしては、地方税法41条1項、321条2項、365条、702条の8第1項が、それぞれ、個人が都道府県民税、市町村民税、固定資産税及び都市計画税を納期前に納付した場合に、条令の定めにより報奨金を交付する旨の規定が存するのみである（都市計画税については、固定資産税との合算額による。）そして、これらの報奨金は、特定の税目に限り、納期前納付に対する代償ととして交付されるものであるのに対し、本件奨励金は、税目のいかに問わず、納期内納付率が一定の割合以上であるということのみで、支給が認められるものであることからすれば、このような報償金を、地方公共団体が独自に創設しうるとすることは、地方税法の趣旨に反するものといわざるをえない。

被告は、本件奨励金の支出に関する予算、決算につき、議会の議決を経ていることを、右支出が適法であることの根拠であるかのようにも主張するが、本件奨励金の支出は、被告の委任を受けた内田和男が独自の権限により決定するものであり、同人は、

右支出の可否について議会の議決に拘束されるものではないから、前記予算、決算について議会の議決を経ていることを根拠に、本件奨励金の支出が適法であるとはいえない。

なお、証拠（甲3号証、乙1号証、3号証、弁論の全趣旨）によれば、法10条1項に基づく補助金の支出については、同項の規定に副った支出であることが必要であり、同項の事務費と関連なく税金の完納をもって納税額の一定割合を組合補助金の名目で支出することは、法の趣旨に反し妥当性を欠くとの自治省見解が存在すること、平成9年6月1日現在、神奈川県下の19の市のうち、横浜市ほか8市は、組合に対する補助金ないし奨励金の支給を廃止し、（殊に、大和市と座間市では、組合そのものが解散に至っている。）、川崎市ほか8市は、法10条1項に基づく事務費として補助金等を支出しているのに対し、小田原市のみが、依然、地方自治法232条の2を根拠に、本件要綱に基づき奨励金を支出していること（その支給状況は、平成7年度の予算額が3200万円、執行額が3195万3000円で、平成8年度は、予算額が同額、執行額が1498万6600円に減額され、平成9年度も、予算額が1300万円に減額されており、平成10年度以降もさらに減額の見込みではあるが、本件要綱を廃止する等には至っていないこと）が認められる。

2) 内田和男は、前記の通り、被告から本件奨励金の支出権限の委任を受け、これを決定、執行したものであるが、前記認定の事実等によれば、同人は、小田原市総務部収納課長として、本件要綱が法10条1項等に反し、これに基づく本件奨励金の支出も違法であることを容易に知りえたというべきであるから、同人は、その権限を逸脱し、公金を違法に支出したというべきであり、そうすると、小田原市に対し、不法行為に基づき本件奨励金相当額の損害賠償責任を負うものと認められる。そして、平成7年度において支出された本件奨励金3195万3000円相当額について小田原市の市長である被告が、現に内田和男に対し、右損害賠償請求権を行使していないことは明かであるから、それは、財産管理を怠る事実違法があるというべきである。

3) 結論

よって、本件請求は、理由があるのでこれを認容することとし、主文の通り判決する。

横浜地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官	浅野正樹
裁判官	近藤壽邦
裁判官	近藤裕之

（平成維新フォーラム3番会議室より転載）